

一般社団法人日本独文学会会費規程

(2019年6月8日施行)

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は入会金として1,000円を納入しなければならない。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員 10,000円

賛助会員 30,000円（学术交流団体など非営利団体の場合10,000円）

(会費の納期)

第5条 会員は、当該事業年度の7月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(会費の減免)

第6条 4月1日現在で常勤職を持たない正会員の当該年度会費は、本人の申告に基づいて8,000円とする。

2 4月1日現在で大学・大学院およびこれに準ずる教育・研究機関に在学する正会員の当該年度会費は、本人の申告に基づいて5,000円とする。申告は、6月1日までに学生証ないしはそれに相当する証明書のコピーを郵送もしくはファックスで学会事務局に提出することによって行うものとする。

3 4月1日現在で満80歳以上の正会員の年度会費は、本人の申告に基づいて5,000円とする。申告は6月1日までに行うものとする。

4 会費の減免は申告が受理された年度から適用し、遡って適用されることはない。

5 常勤職を持たない正会員が常勤職に就いた場合は、身分が変わった直後の4月20日までに身分の変更を学会事務局に届け出るものとする。

6 大学・大学院およびこれに準ずる教育・研究機関に在学する正会員の身分に変更があった場合は、身分が変わった直後の4月20日までに身分の変更を学会事務局に届け出るものとする。

(使用目的)

第7条 入会金及び会費は次の各号に定める事項に使用する。

- (1) 本会の運営
- (2) 本会の事業

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議に

より別に定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議による。